

令和4年3月17日

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行 殿

糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会
委員長 上原 博美
(公印省略)

高嶺地域における小中一貫教育の在り方(提言)
～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～について

糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会において議論してきた「高嶺地域における小中一貫教育の在り方(提言)～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～」について、別添のとおり提出致します。

高嶺地域における小中一貫教育の在り方（提言）
～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～

令和元年7月に策定された糸満市小中一貫教育基本計画に沿って、令和2年10月15日付けで糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置し、高嶺地域における小中一貫教育の在り方について議論を重ねてきました。委員会は、令和2年度に先進地視察を含めて3回（高嶺小学校移転改築基本設計に関して糸満市教育委員会へ要望書も提出）、令和3年度に4回、合計7回開催しました。

委員会における各委員の意見、令和3年11月に催された「糸満市立高嶺小・中学校における小中一貫教育校推進住民懇話会」での参加者からの声、令和4年1月から約1ヵ月間行われた「糸満市及び高嶺地域における小中一貫教育の在り方（提言）に関する意見の募集（パブリックコメント）」で上がった意見を踏まえて、別添のとおり提言書を取りまとめました。

【 提言書 要旨 】

1. 小中一貫教育の基本方針

学校における様々な課題を解決、改善してよりよい教育を推進するために、令和6年度に高嶺小中一貫教育校を開校させることを要望する。施設一体型であることから、児童生徒の発達段階に応じた学年区分として、前期4年・中期3年・後期2年と捉えた4－3－2制を望む。これらを実施するためには、小中一貫教育コーディネーターを配置し、人的支援として臨時教諭を置くことが必要不可欠であり、小中一貫教育アドバイザーの配置も求められる。また、効果的な学校運営体制を構築するために校長を1人配置し、教職員に対して小中兼務発令を行い日常的に連携・協力し合える一体的な体制を構築すること。そして、小規模特認校制度を導入する際は、通学区外の児童生徒を受け入れる体制を整えると同時に、他校区小規模校の学級編成等に影響が及ばないよう調査・研究を進めること。

2. 特色ある教育課程の編成に向けて

英語教育の充実を図るために、教育課程特例校制度を導入して小学校1・2年生で「外国語活動」を設置し、実践的なコミュニケーション能力の育成や言語、異文化に対する理解を深めること。小学校3年生から中学校3年生までは、外国語活動・外国語の授業時数の範囲内で各学年年間10時間程度、教科横断的な視点に立った探究的な学習活動を実施すること。そのためには、加配教諭やAET（英語指導助手）の配置等、より良い環境を整えることが必要不可欠である。また、ふるさとに愛着や誇りを持ち、創造性豊かな児童生徒を育成するために、地域資源を活かしたふるさと学習を実施すること。そして、中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業を行うことで、児童においては心の安定や小学校から中学校への円滑な接続が期待され、教職員においては授業の質の向上や教材研究・児童対応の充実につながる。さらに、すべての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざすために、少人数学級編制による指導の充実を希求する。

3. 児童生徒が安心して学校に通える環境の構築に向けて

小中一貫した学習指導、生活指導、特別支援教育の体制づくりに取り組むこと。異学年交流活動及び体験学習の推進により、豊かな人間性や社会性の育成につながる。地域とともにある学校を推進するために、コミュニティ・スクールを基盤とした学校・家庭・地域の連携・協働を図ること。

4. 小中一貫教育校としての意識を高めるために

小・中学校の一体感を高め、地域とともに歩む学校として親しまれる学校づくりのために小中一貫教育校としての愛称を設け、小中一貫教育校としての意識を高めるために統一した校章・校歌を用いることが望ましい。これらを検討する場として、高嶺小中一貫教育校開校準備委員会を設置することが求められる。

最後に、小中一貫教育の導入により「9歳の壁」及び「中1ギャップ」の解消につながり、ひいては、本市の課題である不登校・問題行動等の減少並びに学力向上に結びつくものと確信しています。

高嶺地域における小中一貫教育の在り方（提言）

～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～

令和4年3月17日

目 次

はじめに	1
1 小中一貫教育の基本方針	2
(1) 小中一貫教育について	2
(2) 児童生徒の発達段階に応じた学年区分	2
(3) 小中一貫教育における各中学校区共通の取組	3
(4) 小中一貫教育担当教諭の配置	3
(5) 小規模特認校制度を導入した通学区域の弾力化	4
(6) 効果的な学校運営体制の構築	4
(7) 小中一貫教育を支えるための施設形態	4
2 特色ある教育課程の編成に向けて	5
(1) 英語教育の充実（教育課程特例校制度の導入）	5
(2) 地域資源を活かしたふるさと学習	5
(3) 中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業	5
(4) 少人数学級編制による指導の充実	5
3 児童生徒が安心して学校に通える環境の構築に向けて	6
(1) 小中一貫した学習指導、生活指導、特別支援教育の体制づくり	6
(2) 異学年交流活動や体験学習の推進	6
(3) コミュニティ・スクールを基盤とした、学校・家庭・地域の連携・協働	6
4 小中一貫教育校としての意識を高めるために	6
(資料編)	
高嶺小中一貫教育校準備委員会 経過報告	7
高嶺小中一貫教育校準備委員会 設置要綱	8

はじめに

小中一貫教育校を創設する高嶺地域は、昭和36年に糸満町、兼城村、三和村との合併に至るまで高嶺村として、さとうきび中心の農業が盛んな地域であった。また、南山城趾や嘉手志ガー・与座ガーをはじめとして多くの湧泉、文化遺産が数多く残っていて、各自治会には綱引き等伝統行事が多く、純農村の良さを色濃く残している地域である。

現在高嶺地域は、過疎化・少子化により児童生徒数が徐々に減少しており、今後もさらに減少していくことが見込まれている。高嶺小学校校舎が旧耐震構造建物による新校舎移転計画に伴い、平成28年度から小中一貫教育校についての提案を地域住民に実施し、多くの前向きな回答が得られたことにより、開校に向けての取組を進めてきた。

糸満市教育委員会では、令和元年度に糸満市小中一貫教育基本計画を策定し、令和6年度に施設一体型小中一貫教育校としてスタートする予定となっている。

小中一貫教育校の開校に向けて必要な事項を検討するために、令和2年度に高嶺地域の代表者、学識経験者、高嶺小学校及び高嶺中学校の教職員、PTA代表で構成する高嶺小中一貫教育校準備委員会を設置し、さまざまな角度から議論を重ねてきた。

ここに、これまでのまとめとして高嶺地域における小中一貫教育校に係る考えを提言する。

高嶺小中一貫教育校の学校づくりによって、児童生徒にとって良い教育環境が整い、地域に活力をもたらし、糸満市全体の教育環境の向上につながることを期待するものである。

1 小中一貫教育の基本方針

(1) 小中一貫教育について

すべての児童生徒の豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成は学校・家庭・地域の共通の願いである。

糸満市では、これまでも小学校と中学校が連携して教育活動を展開する「小中連携事業」に取り組んできた。これをさらに深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通じて継続的で一貫性のある教育を行い、児童、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、夢の実現につなげるために小中一貫教育を導入し、これまでの情報交換や交流を主とした取り組みから、次に掲げることについて取り組みを行うことにより、学校における様々な課題を解決、あるいは、改善してよりよい教育を推進していくことが望ましい。

- ① 小・中学校9年間を見通した学校教育目標（めざす子供像）を小・中学校間で共有し、目標の達成をめざす。
- ② 一貫した取り組みを行なうために、9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視する。
- ③ 子供たちが互いに学び合う場を設定したり、教職員が協働して教育活動を設定したりして、教育効果を高める活動を工夫する。
- ④ コミュニティ・スクールとしての活動を中学校区で活性化させ、学校、地域、家庭が協働による「地域で子供を育む」環境を構築する。

これらを実現するための学校教育目標等については、保護者・地域・教員の意見を踏まえながら小中一貫教育校が中心となって定めることが望ましい。

(2) 児童生徒の発達段階に応じた学年区分

小中一貫教育が求められる背景として、「子供の発達の早まり」・「小5、中1段階の格差」・「中学校での学習や生活への不適応」など、いわゆる「9歳の壁」及び「中1ギャップ」の解消があげられている。

こうした状況に対応するため、義務教育9年間を前期4年・中期3年・後期2年と捉えた「4－3－2制」とする学年区分での取組が望ましい。ただし、行事や活動等によっては、柔軟に対応できるようにすることが望ましい。

<施設一体型の小中一貫教育>

教育区分	前期【定着期】				中期【活用期】			後期【発展期】	
学年区分	1年 (小1)	2年 (小2)	3年 (小3)	4年 (小4)	5年 (小5)	6年 (小6)	7年 (中1)	8年 (中2)	9年 (中3)
指導体制	学級担任制				一部教科担任制		教科担任制		
学習指導の目標	学習習慣及び基本的生活習慣を定着させるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図る。				基礎的・基本的な知識・技能を活用し、自ら考え、判断し、表現する力等を養う。			これまで学んだ学習内容や学習方法等を充実・発展させ、希望する進路実現のため、自ら学ぶ力を身につける。	

(3) 小中一貫教育校における取組

① 小・中教職員の共同指導体制の構築

- ア 中学校区の課題や良さの共通理解を図り、共通の目標や取組を設定する。
- イ 9年間の連続し一貫した「学習指導」「生活指導」「特別支援教育」「ふるさと学習」等を推進する。
- ウ 中学校区をまとまりのある「組織」に構築する。
 - 校区推進の組織づくり（中学校区推進委員会、校内推進委員会、小中一貫教育推進分掌等）
 - 教職員の全体会議及び部会等の定期的な開催
 - 「学びの連続」を図るための「小中合同授業研究会」「小中合同研修会」等の実施

② 小・中学校9年間を見通した教育課程の編成と実施

- ア 子供たちの発達段階に応じた学年区分の設定と教育の充実を図る。
 - 小中一貫教育校グランドデザインの作成
 - 子供たち一人ひとりへの指導・支援の継続と充実
- イ 特に「小中接続期」の指導・支援の連続性、一貫性を図る。
 - 小中学校の授業、学習方法、評価等の検討→子供の「学びの連続」を図る
 - 児童生徒理解の共有化→児童生徒一人ひとりへの指導・支援の充実を図る
 - 小学校6年の「中学校体験活動」等の実施→中学校への不安感を期待感へ変える
 - 中学校教員による乗り入れ授業、出前授業等の工夫
 - 小学生が中学校教員の授業を受けることによる、中学校への不安感等の解消
 - 小中複数の目による子供理解と、より個に応じた指導・支援の充実
 - 小中教員のTT授業等により、教師相互の指導力、授業力の向上
 - 子供の発達段階に対応した「小学校5・6年一部教科担任制」の導入を工夫
- ウ 小中異学年交流活動や授業を通して、コミュニケーション能力、社会性の育成を図る。
 - ・年齢差のある交流活動
 - ・小中合同行事
 - ・合同授業等の実施
 - ・地域交流活動 等
- エ 「ふるさと学習」「英語教育」「キャリア教育」等について、校区の特色を活かした教育を推進する。
 - ・校区の特色を活かした小中各学年指導計画等の作成
 - ・地域の教育資源（ひと、もの、こと）の活用 等

③ 学校・家庭・地域が協働した教育の推進

- ア 学校・家庭・地域が協働し、地域で子供たちを育てる地域づくりを進める。
 - コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を基盤として、学校・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」を推進する
 - 中学校区に「地域学校協働本部」を設置し、学校教育に保護者・地域住民が積極的に参画するしくみを整える
- イ 幼児期から義務教育9年間の家庭の教育力を高める取組と支援を進める。
 - ・「早ね、早起き、朝ごはん、元気に徒歩登校」「あいさつ運動」「GO一家運動」等の推進

(4) 小中一貫教育担当教諭の配置

小中一貫教育を推進するためには、小中間の連絡・調整及び企画等を中心的に担う小中一貫教育担当教諭の配置は必要不可欠である。小中一貫教育担当教諭には、原則として本務の中学校教諭を充て、研修会や授業研究会、交流授業、小学校高学年への乗り入れ授業の取組を計画、調整、実施する。この際、小中一貫教育担当教諭は小学校高学年への乗り入れ授業も行い負担が増すため、小中一貫教育担当教諭の授業を補充するための人的支援として臨時教諭（市費対応）を配置することも必要不可欠である。

(5) 小規模特認校制度を導入した通学区域の弾力化

糸満市立小学校及び中学校への就学については、通学の安全性の確保や地域の歴史的経緯などを踏まえた上で通学区域を定め、児童生徒が就学すべき学校を指定している。

令和6年度に開校を予定している小中一貫教育校の通学区域については、現在の高嶺小学校及び高嶺中学校の通学区域をもって設定されることになるが、通学区域外の児童生徒が小中一貫教育校で学ぶことを希望する可能性があり、その対応策をあらかじめ講じておく必要がある。

令和元年7月に策定した糸満市小中一貫教育基本計画において、「中学校区の特色を活かした小中一貫教育と合わせて、小規模特認校制度の導入についても調査・研究を進めていく」と示されている。

小規模特認校制度とは、特色ある教育活動を行う小規模校で学びたいという児童生徒について、一定の条件のもと従来の校区（通学区域）を残したままで、市内のどこからでも就学を認める制度である。

この制度を活用して通学区域の弾力化を図り、通学区外の児童生徒を受け入れる体制を構築することが望ましい。また、運用について他校区小規模校の学級編制等に影響が及ばないように調査・研究を進める必要がある。

(6) 効果的な学校運営体制の構築

小中一貫教育校となった後も、小中一貫型小・中学校として小中一貫教育を施すため、小学校と中学校という法律上の枠組みが残ることになる。しかし、小中一貫教育校として名実ともに機能させるためには、小学校と中学校が一体となった組織体制を構築する必要がある。

小中一貫教育校の校長については、学校運営の一元化を図るために1人配置とし、教頭については校長の学校運営を強力に支えていくために小学校、中学校に各1人ずつ配置することが望ましい。

また、小中一貫教育の効果を最大限に生かすためには、児童生徒の指導面や学校運営面において、小・中学校の教職員が日常的に連携・協力する必要がある。その実現のために、小中兼務発令による一体的な体制を構築することが望ましい。

(7) 小中一貫教育を支えるための施設形態

高嶺地域における小中一貫教育校の施設形態については、教育活動や学校運営の観点から施設一体型が望ましい。

① 基本コンセプト

ア 小中一貫教育の推進に伴う教育内容及び教育方法の多様化に対応できるように機能性や柔軟性を持たせること。

イ 小学校教諭及び中学校教諭が日常的に連携・協力体制を構築することが可能であること。

ウ 児童生徒が安全で楽しく過ごせる学校施設であること。

エ 学校、保護者、地域が交流・連携する場、地域の活動拠点として活用できる環境であること。

② 施設等

小中一貫教育の推進による教育活動の多様化に対応可能で教育的効果が期待できる施設等の確保に努めることとし、共用化する施設については、児童生徒の体格差を考慮した設備・備品を導入することが望ましい。

普通教室は、新校舎、旧校舎ともにそれぞれの校種配置に対応できる広さの確保及びロッカー等の設備配置をすることが望ましい。

多目的教室は、パーテーションを設備し、集会や交流学习など多機能な役割を持つことができる教室にすることが望ましい。

体育館は、小学生、中学生でも活用できるように設備の設置が必要である。

運動場は、小中共同可能な面積を確保することが望ましい。また、屋外で使用する体育用具の収納庫を確保することが望ましい。さらに、部活動やスポーツ少年団の活動に支障が出ることがないように、現段階から見通しを持った計画の作成が必要である。

2 特色ある教育課程の編成に向けて

(1) 英語教育の充実（教育課程特例校制度の導入）

グローバル化が急速に進展する中で、英語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっている。幼児期から小学校低学年の時期は、言語の「音」や「リズム」を聞き取る力や異文化への受容性が高く、このような時期から英語に慣れ親しむことは、興味・関心やコミュニケーション能力を高めたり、異文化理解を深めたりする上でも大変重要である。

そこで、小学校1年生及び2年生で教育課程特例校制度を導入して「外国語活動」を設置し、英語を楽しく学び、中学年の外国語活動、高学年及び中学校の外国語への滑らかな接続を図り、実践的なコミュニケーション能力の育成や言語、異文化に対する理解を深めさせたい。また、小学校3年生から中学校3年生までについても各学年10時間程度、教科横断的な視点に立った探究的な学習活動を実施することにより、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力の育成を図るとともに、すべての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を期待する。

英語教育の充実を図るためには、加配教諭やAET（英語指導助手）の配置など、より良い環境を整えることが必要不可欠である。その際、他教科とのバランスに配慮しながら教育課程を編成していくことが大切である。

(2) 地域資源を活かしたふるさと学習

高嶺中学校区には、三山時代に栄えた南山城跡に代表される歴史文化財や真栄里大綱引き、大里エイサー等の伝統行事など、他の地域にはない特色ある地域資源がたくさんある。

ふるさとに愛着や誇りを持ち、創造性豊かな児童生徒を育成するとともに、地域の将来の担い手としての自覚を醸成するために、これらの地域資源を活かした特色ある学習（ふるさと学習）をキャリア教育や環境教育の視点を踏まえながら、小学校の段階から系統的に推進していく必要がある。

また、9年間の学びの連続性を踏まえた探究的な学習、協働的な学習、地域の方々との触れ合いなど、学習内容や指導方法においても地域の特色を活かしより一層の充実が望まれる。

(3) 中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業

中学校教員による小学校高学年への乗り入れ授業の実施により、児童には、教科指導の専門性が高まることによる授業の質の向上、複数教師の多面的な児童理解による児童の心の安定化、中学校進学に対する不安の一定程度の解消等が期待できる。また、小学校教員には、中学校教員が授業を受け持つことで負担軽減及び時間確保につながり、教材研究や児童対応の充実が期待できる。

併せて、小学校高学年において教科担任制を積極的に行うための専科加配教諭の優先的な配置も望まれる。

(4) 少人数学級編制による指導の充実

すべての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの実現をめざすため、小学校1・2年生は1学級25人定員、小学校3年生から中学校3年生は1学級30人定員とすることが望ましい。

3 児童生徒が安心して学校に通える環境の構築に向けて

次に掲げることにより留意して取り組むことにより、児童生徒の自尊感情、自己有用感の高まりや中1ギャップの解消につながり、ひいては、いじめや不登校等の課題の解消が期待できる。

(1) 小中一貫した学習指導、生活指導、特別支援教育の体制づくり

小学校から中学校への円滑な接続を図るには、小中一貫した学習指導及び生活指導を進めることが大切である。これまでも、小中統一した学習規律や授業スタンダードの作成、合同授業研修会の実施、児童生徒の生活指導上の情報交換はなされているが、小中一貫教育校になると職員室も1つになることにより、さらに日常的な情報交換が行われる。その中で小学校、中学校の教員が児童生徒に関わり、一人ひとりの理解を深め、適切な支援、指導が一貫して行われる指導体制づくりを構築することが大切である。

さらに、近年、特別な支援を要する児童生徒が急増し、その教育的対応については重要な課題となっている。日常的な情報交換はもちろんのこと、小学校、中学校教員が9年間継続的に支援を行い、関係機関との連携・協力を図りながら支援体制を構築することが大切である。

(2) 異学年交流活動や体験学習の推進

異学年交流活動や体験学習では、下級生は上級生に憧れや尊敬の気持ちを持ち、上級生は下級生に思いやりを持つなど、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成することに大きな効果が期待できる。

学校行事や児童生徒会、課外活動、部活動等の場面でより多く交流や体験学習を設定することや児童生徒の発達段階に考慮して取り組むことが望ましい。ただし、行事の関連付けや精選など工夫して取り組む必要がある。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした、学校・家庭・地域の連携・協働

学校教育に保護者・地域住民が積極的に参画するしくみを整え、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で将来を担う子供たちの成長を支えていく「地域とともにある学校」を推進していくことは大切である。また、地域住民同士がつながりのある地域環境を構築することにより、地域における防犯・防災体制が整い、子供たちの安心・安全な生活につながることが期待できる。

4 小中一貫教育校としての意識を高めるために

先に述べたとおり、現在の制度上では小中一貫教育校となった後も小学校と中学校の枠組みを残さざるを得ない。そのため、条例上（糸満市立学校設置条例）では、「糸満市立高嶺小学校」と「糸満市立高嶺中学校」という校名になるが、小・中学校の一体感を高め、地域とともに歩む学校として親しまれる学校づくりのために、小中一貫教育校としての愛称を設けることが望ましい。また、小中一貫教育校としての意識を高めるために、統一した校章・校歌を用いることが望ましい。その際、児童生徒、保護者、地域住民等にアンケートを実施し、意見を踏まえて検討する必要がある。

これらを検討する場として、高嶺小中一貫教育校開校準備委員会を設置することが求められる。

糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会 経過報告

No.	日時・場所	活動内容
第1回	令和2年10月15日(木) 18:30 ~ 19:50 糸満市立高嶺中学校 被服室	○議題 1. 概要説明(基本計画・スケジュール・準備委員会の役割) 2. 糸満市小中一貫教育モデル校区(高嶺小・中学校区)の指定について 3. 教育課程特例校制度(特色ある取り組み)の検討について 4. 小規模特認校制度導入の検討について 5. コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入について
第2回	令和2年11月13日(金) 14:00 ~ 16:00 名護市立小中一貫教育校 屋我地ひるぎ学園	【名護市立小中一貫教育校 屋我地ひるぎ学園 先進地視察】 ・あいさつ、名刺交換、日程説明 ・施設見学及び授業参観(コロナ禍の為、2組に分かれて実施) ・学校紹介(動画)、学校説明 ・質疑応答 ・御礼のあいさつ
—	令和2年11月27日(金) 9:15 ~ 9:35 糸満市教育委員会 総務部長室	屋我地ひるぎ学園での先進地視察を踏まえ、高嶺小学校移転改築基本設計に関して、糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会(委員長 上原博美)から糸満市教育委員会(教育長 幸地政行)へ要望書を提出。 要望概要: ①教室配置の入替。②既存校舎(中学校側)普通教室の整備。 ③トイレの平準化。④設計図においては学年表記をせず普通教室に統一。 ⑤中学校校門及び駐車場について児童生徒の安全確保の為の歩行スペースの設置並びに緊急時にスムーズな引渡しができるように中庭に周回道を整備。
第3回	令和3年3月9日(火) 18:30 ~ 20:00 糸満市立高嶺中学校 被服室	○議題 1. 名護市立小中一貫教育校 屋我地ひるぎ学園への先進地視察報告 2. 糸満市立高嶺小学校移転改築事業に係る要望及び回答報告 3. 糸満市における学年区分の設定について 4. 糸満市における教育実践の内容について 5. 制服に関するアンケート調査の実施について ※ 糸満市小中一貫教育通信の発信について
第4回	令和3年9月15日(水) 18:35 ~ 19:45 糸満市農村改善センター ホール	○議題 1. 高嶺小中一貫教育校における教科担任制及び乗り入れ指導について 2. 高嶺小中一貫教育校における特色ある取り組みについて 3. 高嶺小中一貫教育校の制服に関するアンケート調査結果について
第5回	令和3年10月13日(水) 18:35 ~ 19:40 糸満市農村改善センター ホール	○議題 1. 高嶺小中一貫教育校に関するスケジュール等の変更について 2. 高嶺小中一貫教育校における小規模特認校制度の導入について 3. 「沖縄県教育庁島尻教育事務所」への要望書の提出について ※ 糸満市立高嶺小・中学校における小中一貫教育校推進住民懇話会 日程表
第6回	令和3年12月23日(木) 18:30 ~ 20:00 糸満市立高嶺中学校 被服室	○議題 1. 高嶺地域における小中一貫教育の在り方(提言) ～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～の素案について
第7回	令和4年2月28日(月) 18:30 ~ 20:00 糸満市農村改善センター ホール	○議題 1. 高嶺地域における小中一貫教育の在り方(提言) ～高嶺地域における小中一貫教育校の開校に向けて～について (パブリックコメントへの回答含む) ※ 糸満市小中一貫教育通信の発信について

糸満市立高嶺小中一貫教育校準備委員会設置要綱

令和2年7月30日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 9年間の義務教育を見据えて、系統的な学習指導・生徒指導を行い、次代を担う子どもたちの人材育成に資することを目的とし、小中学校間のスムーズな連携・接続を図った教育課程の編成及び施設・設備等の教育環境に関する事項の提言を行うために、高嶺小中一貫教育校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の事項とする。

- (1) 高嶺小中一貫教育の基本方針に関すること。
- (2) 高嶺小中一貫教育の教育課程に関すること。
- (3) 高嶺小中一貫教育の指導体制に関すること。
- (4) 高嶺小中一貫教育校の施設・設備等に関すること。
- (5) 高嶺小中一貫教育校の愛称・校章・校歌・制服等に関すること。
- (6) その他高嶺小中一貫教育に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 保護者代表者
- (5) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に事故あるとき、又は欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する会員で組織する。
- 3 部会は、部会長及び副部会長各1名を置く。
- 4 部会の運営に関しては、第4条から第6条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」とし、「委員」とあるのは「部会員」とし、「委員長」とあるのは「部会長」とし、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、糸満市教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年7月30日から施行する。